

2006年11月10日更新
規制改革・民間開放推進会議
基本ルールWG

士業に関する意見・要望調査票

団体名	ページ数
・全国社会保険労務士会連合会	(1)～(3)
・全国不動産鑑定士会	(4)～(5)
・日本行政書士会連合会	(6)～(7)
・日本司法書士会連合会	(8)～(10)
・日本税理士会連合会	(11)～(12)
・日本土地家屋調査士連合会	(13)～(17)
・日本不動産鑑定協会	(18)
・日本弁護士連合会	(19)～(21)
・日本弁理士会	(22)～(23)

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的な内容
個別労働関係紛争に係る簡易裁判所における訴訟代理権、出廷陳述権等の付与	<p>平成17年の社会保険労務士法の改正により、平成19年4月1日よりADR代理業務を行えることとなったが、このADR代理業務は都道府県労働局の紛争調整委員会等のADR機関においてあっせんが打ち切られた場合、社会保険労務士はそれ以上関与することができなくなり、依頼者の要望に十分応えることができない制度となっている。このADR代理業務を真に国民の法的利便性に応えるものにするためには、少なくとも簡易裁判所における訴訟代理権等を社会保険労務士に付与すべきであると考える。さらに、社会保険労務士のADR代理業務については、民間型ADR機関で行う場合、紛争の目的の価額が60万円を超えると、弁護士との共同受任が必要とされており、依頼者の利便を考慮すると、まず、早急に当該価額を簡易裁判所での訴額の上限の140万円とすることを検討すべきである。なお、現行では、法制上、司法書士が個別労働関係紛争に関する専門的知見がないにもかかわらず、簡易裁判所における訴訟代理権及びADR代理等が認められているという大変不合理なものとなっている点も考慮されるべきである。</p>
登録即入会制度の維持と自主的な懲戒権の付与	<p>現行の登録即入会制度は、倫理の確立、資質の向上や業務の連絡調整に絶対必要なものである。社会保険労務士は法律によって資格を付与され、専門的な業務を行い得る特別な立場であることから、自ら常に品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行わなければならぬことからも当該制度は有効であり、自主的統制機能が働くことにより国民の利益を保護するという大きなメリットもある。さらに、社会保険労務士において自治権を確立し、自ら懲戒権をもって会員の規律を一定水準に維持することは、国民一般に対する責任と義務を果たすうえでも重要であり、将来の社会保険労務士法改正において検討すべき課題であると考えている。なお、士業の垣根を低くして、相互に業務参入できるようにすべきとの議論があるが、それぞれの業界に所属し、互いに切磋琢磨して専門知識を習得しているからこそ専門業務を適正に行えるのであって、各士業の業務は一朝一夕に行えるものではなく、今後、引き続き増加することが想定される外国人労働者の労働社会保険制度に関する権利擁護についても社会保険労務士の専門性が期待されているところであるので、専門知識を持たない者が他士業に参入することは、利用者たる国民等に大きなリスクを負わせることとなるので、断固反対である。</p>

社会保険労務士法人の設立要件の緩和	<p>現在、社会保険労務士法人を設立するためには、社員が共同して定款を定めなければならないとされていることから、2人以上の社員が必要とされているところである。しかしながら、結果として、社員相互に無限連帯責任が課せられることとなり、法人設立を躊躇する原因となっている。そもそも、同一の法人であっても実際の業務は個々に行うわけであり、その業務から生じた結果による社会保険労務士法人の債務について無限連帯責任を負わなければならぬこと自体に整合性があるとは考えにくい。その結果、社会保険労務士法人制度が制定されてから3年を経過しているにもかかわらず、社会保険労務士法人の社員となっている者は全体の約1%に過ぎない。また、何らかの事情で社員が1人となった場合、6ヶ月以内に2人以上とならない場合には解散となるなど、状況により不安定な状態となり、国民の利便に適わないともいえる。このままでは、制度活用の観点からも有効とはいえないこと等も考慮し、社員1人でも法人設立を可能とすべきである。なお、実際に弁護士では社員1人で弁護士法人を設立することが認められており、この点からも不合理であるといわざるをえない。</p>
社会保険庁改革法案関係事項	<p>社会保険庁改革法案により、現在、社会保険事務所が行っている業務が公法人に移管される場合、引き続き政府が保険者として実施すべき業務は保険財政の中核を為す、保険料の調定や徴収等の業務に限定すべきものと考える。従って、現在社会保険事務所で行っている業務のうち、①健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務、②健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得、喪失業務、③健康保険の被扶養者の認定業務、④健康保険・厚生年金保険の保険料の納入促進業務、⑤健康保険の被保険者証の発行業務、⑥年金相談業務、等については、労働社会保険諸法令及び実務に精通している専門家である社会保険労務士をこれらの窓口とし、事務処理業務を担当させることとすれば、現在全国で312の社会保険事務所に対して、強力なサポート体制が各地で可能となるはずである。全国312の社会保険事務所に対し、社会保険労務士事務所(社会保険労務士法人を含む)は全国に約20,000あることから、社会保険適用事業所の事業主、被保険者等で社会保険事務所所在地以外に居住している者について、利便性は相当向上するものと考えられる。また、同時に社会保険事務所の業務の軽減に繋がるものもある。このようなことから、社会保険庁改革法案等の中で社会保険労務士事務所(社会保険労務士法人を含む)に社会保険事務所の機能の一部を付与し、「街角の社会保険支援センター」(仮称)として活用していく方策を検討すべきである。なお、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案において、社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって国民年金保険料等を滞納した場合、その登録を認めないとされているが、該当事例は極めて少なく、当連合会としては納得できないものである。</p>

社会保険労務士の専門性を活かした市場化テスト事業等による行政の効率化	<p>平成17年度より市場化テストモデル事業として行われている「政府管掌健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進事業」については、東京都社会保険労務士会(東京都)とA社(福岡県)が落札したが、その事業実績によると、東京都社会保険労務士会の適用事業所1件当たりの費用(23.5千円)は、A社(127.2千円)の約5分の1であり大きな差がついた状況である。さらに、東京社会保険事務局管内の社会保険事務所平均(141.3千円)と比しても約6分の1であり、東京都社会保険労務士会の事業効率は極めて高いといえる。また、当該事業に要した費用等に係る比較として、社会保険庁の資料においても、「費用対効果では社会保険事務所より低廉な経費において事業が行われたと評価できる」とされているところである。(別添参考資料参照:社会保険庁第13回社会保険事業運営評議会資料抜粋)もとより、適用促進事業は社会保険及び労働保険の専門知識に基づき、事業主に説明し、説得することが必要であることから、専門知識の無い者が実施すれば、その結果は当初より明らかであつたともいえる。適用促進事業の成果を挙げるためには、事業実績を考慮して、社会保険労務士に特化して行わせるか、また将来とも市場化テストの対象事業とするのであれば、入札時において入札条件、例えば実施する者を社会保険労務士又は社会保険労務士となる資格を有する者であることを条件とする入札方法を考慮すべきである。</p>
社会保険労務士の専門性をより高めるための社会保険労務士制度の改正(試験科目の見直し、倫理研修の義務化等)	<p>昨今の社会情勢から、労働社会保険諸法令については頻繁に改正が行われており、社会保険労務士も常に社会保険労務士会が実施する研修等により自己研鑽を行っており、ちなみに昨年度においては、当連合会及び社会保険労務士会の実施する研修を43,535人が受講しており、それにより顧問先事業所等の適正な指導に努めている。また、社会保険労務士がADR代理業務を取り扱うためには、所定の研修を修了(平成18年度において、7,107名受講)した後、紛争解決手続代理業務試験に合格することが必要とされているところでもある。このような状況のなか、当面は、昨年の改正社会保険労務士法の範囲内で個々の社会保険労務士が能力向上を図るもの、将来的には社会保険労務士試験に合格すれば、法律で定められた全ての業務ができるように、憲法、民法等の必要科目を加えるための試験科目等の見直しも行う必要がある。さらに、これまでも知識の涵養と職業倫理の向上に努めてきたところであるが、専門家としての資質の一層の向上を目指し、全会員を対象に定期的な倫理研修を行うことも検討しており、将来の社会保険労務士法改正の際には義務化等について考慮されるべきであると考えている。</p>

【全国不動産鑑定士会】

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的内容
① 不動産鑑定士の強制加入（団体）化	鑑定制度創設期から40年を経過し、不動産鑑定の業務範囲が当初予見していなかった範囲に拡大し、多様化し、高度化しているので、国民の利便性に資するための制度基盤として内部自治を確立し、資質の向上、倫理の高揚等が一段と強く求められていることからその実現に向けて強制加入制度とすべきである。
② 不動産鑑定士又は鑑定法人による不動産鑑定評価書の発行 (不動産鑑定士法への改正)	現行法では不動産鑑定書を発行できるのは不動産鑑定業者であり資格者自身ではない。鑑定業者の代表者は資格の有無を問わないので、登録要件を満たせば誰でも鑑定業者になれる。よって、現行の業法を士法へ改正し、不動産鑑定書を発行できるのは不動産鑑定士又は不動産鑑定法人のみとすることによって、専門家の発行責任を明確にすべきである。
③ 専門職能家としての独立性	鑑定制度は諸外国では資本市場における資本調達のインフラとして機能してきている。日本の場合は公共用地の適正な取得を契機に制度化されたため、土地政策に偏った制度設計となっているため国土交通省の所管であった。 不動産の証券化をはじめ現在及び将来の多様、高度な鑑定業務範囲にふさわしい省庁との共管とすべきである。
④ 取引価格情報等事例資料の収集体制	地価公示にあたって標準地への立ち入り権が認められているが、その他の調査権は不動産鑑定士には与えられていない。現行業法における事例収集はその入口で守秘義務により制限されているにもかかわらず、出口である鑑定評価書は情報公開制度により公開されている。 個人情報保護法の施行により取引事例の収集はますます困難となっている。不動産鑑定制度を真に国民の利便性に資する制度とするためには、強制加入（団体）制度とし、私的自治によるコンプライアンスの確立を条件に事例収集等が正面から可能な制度とすべきである。
	次のとおり追加要望します。

⑤資格者の登録制度について	<p>不動産鑑定業務の全貌を把握するために不動産鑑定士の登録業務を不動産鑑定士の団体が行うことが必要である。</p> <p>このことが、社会に対し、鑑定士団体が責任を負うことになる。また、鑑定業務の年別業務実績の集計、公表事務なども鑑定士団体が行うべきである。</p>
⑥綱紀懲戒制度、競争促進制度について	<p>強制加入制度と一体の関係にあり、鑑定士団体の国民に対するコンプライアンスのためにも必要である。</p> <p>強制加入制度における綱紀懲戒処分は、今までにもまして慎重、厳正、公平に行なわれなくてはならない。</p> <p>この為、不動産鑑定士と外部有識者で構成する綱紀委員会を鑑定士団体に設置することにより、厳正な運営を図るものとしたい。</p> <p>強制加入制度がいささかも競争阻害となってはならない。不動産鑑定士相互、他の専門識者と不動産鑑定士相互の公正な競争を促進し国民の利便性に答える為に外部有識者による独立委員会を鑑定士団体に設置する必要があると考える。</p>

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的な内容
法令順守の一層の確立及び独占業務を有する資格者としての質の向上について	<p>①研修受講の義務化 現在、行政書士法には研修受講の努力規定が置かれており、各都道府県行政書士会及び日本行政書士会連合会では、業務や倫理などに関する研修を実施しているところであるが、さらなる質の確保(行政書士の“品質保証”)を図るため、新規登録者(特に行政事務経験による登録者)に対し、業務開始前の研修受講を義務化すべきであると考える。 また、5年毎に会員証の交付を更新することとし、その際には全ての会員に一定の研修受講義務を課すことについても検討しているところである。</p> <p>②業務停止期間の延長 懲戒処分の強化として、都道府県知事による懲戒処分の一つである業務停止の期間を、現行の「1年以内」から「2年以内」に改めるべきであると考える。</p> <p>③行政書士となる資格の欠格事由及び欠格期間の拡大 行政書士となる資格の欠格事由の拡大として、「懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、税理士、弁理士若しくは司法書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの」を含めるべきであると考える。 また、欠格期間の拡大として、禁固以上の刑、公務員で懲戒免職、登録の取消又は業務の禁止による欠格期間を、現行の「2年を経過しない者」から「3年を経過しない者」に改めるべきであると考える。</p> <p>④罰則の厳罰化 他の隣接法律専門職種法における同様の行為に対する罰則の量刑との均衡を考慮し、厳罰化の方向で量刑を改めるべきであると考える。</p>
各都道府県行政書士会による処分の適法性の担保について	<p>従来、各都道府県行政書士会の会則規定に基づいて、廃業勧告等の処分を行っているところであるが、当該事項は法令に明確化されていない。 行政書士法に、「行政書士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」旨規定し、行政書士会による処分の適法性を担保したいと考える。 なお、日本行政書士会連合会では、平成17年8月より、「事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則」を設置し、都道府県知事又は所属する行政書士会から懲戒処分を受けた者について、その氏名や行為、処分内容等を会報及びホームページにて公開している。</p>
強制入会制度の在り方について	<p>強制入会制度の在り方について議論がなされているところであるが、日本行政書士会連合会では、以下のような理由から、これに反対の立場を取るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政書士会に行政書士が入会し、その自律的活動による指導、助言、情報の提供等を受けることは、資質の維持・向上に大きく寄与するものであり、その業務を適正に遂行する上で必要である。 ○行政書士会は、その会則に基づき会員の綱紀に関する委員会を設け、国民からの苦情の処理や会員からの聞き取り調査などをを行い、会則規定に基づいた戒告、廃業勧告処分や都道府県知事への懲戒処分措置の請求等を行っている。行政書士法上、監督権は都道府県知事に存するが、都道府県知事が懲戒処分手続に入る事前段階として、自主的な規律の確立という意味から、行政書士会が一定の役割を果たしている。強制入会でなくなりた場合には、微細な案件を含め、これら苦情処理や事実調査を都道府県が行うこととなる。 ○利用者である国民に対し、資格の信頼性を担保することの必要性から、行政書士を公証する(この人は本当に行政書士なのかどうか)制度が必要である。

他の士業における付随業務として、行政書士業務の一部を開放すべきとの提案について

行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実態につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされることが適当であると考える。

一方で、法に定められた独占業務を持つ士業制度は、すべて国民のためにあるものであり、業界問題によって国民が不利益を被ることは、法が予定する法益に合致しないものであることも認識している。

なお、既に要望している「商業・法人登記申請業務の開放」については、法務省による実態調査を踏まえ、建設的な方向性が生まれることを強く期待する。

調査票

各事業における課題と要望

課題または要望	具体的内容	
第1 強制入会制について		
強制入会制の廃止に、反対する。	1. 司法書士の強制入会制度は、国民の権利の保護に寄与すべき司法書士の職務の適正さ及び公共性を確保する最適の制度である。	① 司法書士の業務は、登記・供託・裁判事務・簡裁訴訟代理等々、公共性が高く、かつ国民の権利に直接的に関係するものであることに鑑み、国民の権利を保護するために、特に資格者のみがなしうる業務となっている。 ② 一般に、資格による業務の独占制度を適正に機能させるためには、適切な内容の資格試験を設けて、入口において当該業務に必要な能力等を担保することが必要であることはもちろんのこと、資格を取得した後にも資格者として行う職務の適正さを確保するため、資格者の職務の遂行状況に対して不断に指揮監督等を行う制度も同時に必要となる。 ③ 現在のいわゆる強制入会制度は、自由入会制と異なり、執務を行うすべての資格者を網羅する組織であり、これにより不断に会員であるすべての資格者を同一の基準をもって指導監督することが可能となるから、職務の適正さ及び公共性を確保するためには最適の制度である。 ④ 司法書士会は、国民に公開された組織としての運営原則を有し、国と国民の監視をもとに、自主的に運営される組織となっている。
	2. 強制入会制の廃止を行えば、大きな政府を招く虞がある。	① 強制入会制を廃止した場合には、資格者全員を個別的に指導監督することが国の役割とならざるを得ず、その結果、現在に比し国の事務量や費用が増大し、大きな政府を招く虞がある。
	3. 司法書士会の社会的効用	① 司法制度改革の進展に伴い、国では、総合法律支援法に基づく諸施策に取り組み、10月には日本司法支援センター（愛称：「法テラス」）の業務が開始される。司法書士会ではこの活動に呼応し、「司法書士総合相談センター」を全国105カ所に設置するほか、東京・四ツ谷に「司法書士電話相談センター」を設置して法テラスコールセンターからの電話相談の振り分けに応じる予定である。また、ADRによる（司法書士の）紛争解決機関も全国の司法書士会に設置し、平成19年春から稼働する予定である。 ② 司法制度改革における様々な取り組みに対しては、司法書士会はこれに積極的に協力することを表明しており、採算を度外視して全国の会員を動員し、組織的に対処しているところである。
		③ また、世界に類をみない急速な高齢化社会を迎えた日本においては、福祉の分野においても、「措置」から「契約」へと制度の変革を行わざるを得なくなっている。司法書士会は、いち早く成年後見制度を支えるための組織を立ち上げ、人的、経済的な援助を行い、会員に対して積極的な参加を求めて、この組織の育成に努めているところである。現在では、裁判所等においても高い評価を得つつあると自負している。
第2 司法書士会の規制改革への取組み		
司法書士会はすでに多様な改革策を実施しているが、今後とも公正で自由な競争を促すとともに、司法書士がわが国における重要な法的社會資源であることを自覚し、社会貢献を押し進めていく方針である。	1. 業務及び財務内容の公開	ホームページなどを通じて業務及び財務内容を公開している。今後も、公開内容の充実を図り、透明性・公正性を維持する。
	2. 役員人事の透明性	① 役員は公開の場で手続保障をした形で選任される。 ② 資格者以外から役員等を任用し、団体外からの意見を積極的に取り入れている。 ③ いわゆる「天下り人事」の登用などの人事はいっさい行っていない。
	3. 懲戒処分の公表	① 懲戒処分については、会報・ホームページ等で実名入りで公開している。

		②注意勧告処分についても、会報・ホームページ等で公開している。
	4. 国民一般からの懲戒処分の請求	①国民から司法書士に対する苦情を司法書士会へ直接申し立てができる制度を設けている。 ②司法書士との紛議については、司法書士会内に紛議調停委員会を設置している。
	5. 報酬の自由化	報酬規程は存在せず、会員は依頼者に対し、報酬の金額又は算定方法を事務所の見やすい場所に掲示するなどして明らかにしなければならないこととされている。ただし、報酬については、報酬規定がなくなつたことにより、一部に過大報酬や不当な廉価で業務を行う等の問題も出てきており、司法書士報酬に関する適正な運用のため、報酬額の調査を行つて平均値を示すなど、市民へのわかりやすいサービスを行うため、今まで以上に司法書士会の対応が重要性を増している。

第3 商業・法人登記の他事業への開放について

商業・法人登記の他事業への開放については、以下の理由により反対する。	○商業・法人登記制度の目的及び意義	商業・法人登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示し、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。わが国の取引社会において主要な役割を果たしている会社その他の法人は、唯一、商業・法人登記制度によってその存在が公示されているのであり、言い換えるならば、わが国の取引社会は、商業・法人登記制度を中核的基盤として成り立っているのである。したがって、商業・法人登記の信頼性を確保することは、わが国の社会全体の要請として強く求められている。
		商業・法人登記の開放については、この制度の意義が守られ、国民に有益である場合のみ許されるが、下記の理由により、その条件は満足できない。
	1. 商業・法人登記業務を行うには、高度な知識及び能力が必要である。	
	商業・法人登記制度は、商取引上の重要事項に関して公示機能等を有し、権利義務の主体となる会社・法人の設立や、それらの活動に伴う取引の安全等、経済秩序の維持にとって必要不可欠の制度であり、国民の権利に多大な影響を与えるものであるから、国民の権利が不恰に損なわれることがないように、商業・法人登記業務を適正円滑に行わしめ、商業・法人登記制度に対する信頼を確保する必要がある。	
	ところで、商業・法人登記においては、例えば、株式会社だけをとってみても、設立の場面だけでなく、合併、会社分割、組織変更、株式移転、株式交換及び株式移転等の組織再編成に関する場面、新株予約権の発行に関する場面、清算に関する場面等、あらゆる場面において様々な登記が必要となるものであり、これらの各場面において、それぞれに登記すべき場合や登記すべき事項等については、会社法や商法、又は各法人の設立根拠法令において定められているところ、近時、極めて高い頻度で、これらの実体法令の改正が行われている実情にある。	
	さらに、商業・法人登記の手続については、商業登記法等の登記手続法令だけでなく、膨大な登記先例や通達を前提とした取扱いがされている。	
	わが国の取引社会の基盤である商業・法人登記制度に係る業務を資格者として担う以上、商業・法人登記制度の適正円滑な運用に資するようにその業務を行うことが当然に求められているというべきであるから、資格者として登記の申請を行う際としては、登記申請の原因となる事項が関係法令に照らして適法であり、また、登記の申請書の記載内容や添付書面の内容が関係法令に合致するものであるかを的確に判断することが必要である。そのためには、登記手続法令だけでなく、会社法、商法、各法人の設立根拠法令等、商業・法人登記手続に関する様々な法令に関する十分な理解が必須となるのであり、また、登記手続においては、登記先例や通達を前提とした取扱いがされているから、登記手続の円滑な遂行のためには、登記先例等に対する十分な理解も当然必要となる。	
	このように、資格者として商業・法人登記業務を行うには、その業務の適正円滑な遂行に資するだけの高度な知識及び能力が要求されるのであり、司法書士は、後述するように、制度上、これら的能力が担保されていることから、商業・法人登記業務を独占業務として行うことが許されているのである。	
	2. 商業・法人登記業務を適正に行うのに必要な知識及び能力が担保されない限り、資格者として商業・法人登記業務を行うことは認められない。	
	「会社設立時等における書面作成等のうち約9割以上を行政書士が担当している現状を踏まえ、行政書士へ商業・法人登記業務を開放することによって、手続に関する時間及び費用が短縮され、国民の利便性が向上する。」と日本行政書士会連合会は主張しているがこれについては次のとおりである。	
	(1) 「会社設立時等における書面作成等のうち約9割以上を行政書士が担当している現状」があるとの日本行政書士会連合会の主張については、当連合会としては、そのような「現状」があるとは認識していない。	
	(2) 商業・法人登記業務を適正に行い得る能力を有しない者に、資格者として商業・法人登記業務を行うことを認めた場合には、不備な登記申請が多発する等の事態が生じ、その結果、国民の権利が不恰に損なわれるおそれが高い。したがって、商業・法人登記業務を適正に行い得る知識及び能力を有すると認められない者にこれを認めることが国民の利便性の向上につながるとは到底いえない。	

<p>なお、上記の日本行政書士会連合会の主張を前提とすると、行政書士が従来、商業・法人関係で行ってきた書面作成業務は、主に「会社設立時における書面作成」であると思われるが、会社設立の登記自体、商業・法人登記全体に占める割合は低く、例えば、平成16年における商業・法人登記1,957,302件のうち5.7%に相当する111,082件に過ぎないのであり、「会社設立時における書面作成の実績があるから、会社設立以外の分野も含めて商業・法人登記業務全体の開放を求める」旨の上記の要求は、商業・法人登記業務を適正に行うのに必要な知識及び能力の担保を全く欠くものであって、公的資格制度の目的にもとるものといわざるを得ない。</p>	
<p>3. 行政書士の商業・法人登記遂行能力について</p>	
<p>司法書士には、制度上、資格者として商業・法人登記業務を適正円滑に行い得るに足りる能力担保が図られているが、そのような能力担保が図られていない行政書士が商業・法人登記業務を行うことができるとは到底認めることができない。</p>	
① 試験制度の違い	<p>行政書士試験においては、平成17年度については、一般教養として択一式20問、行政書士の業務に関し必要な法令等として40問（内訳、択一式35問、記述式5問）が出題されているところ、このうち商法は択一式3問が出題されただけであり、商業・法人登記業務を行う上で必須の法令である商業登記法については試験科目にすらなっていない。さらに、平成9年にまで遡って行政書士試験を検証すれば、平成9年から平成11年までは、商法の出題はわずかに択一式1問（択一式全50問中）だけであり、平成12年から平成15年までは商法の出題は択一式2問だけであった。</p>
	<p>一方、司法書士試験においては、平成17年度については、択一式全70問中、商法関連が8問、商業登記法関連が8問出題されているほか、記述式全2問中、1問は商業登記の出題となっている。さらに、筆記試験合格者に対しては、口述試験が実施されるところ、この口述試験においても、商業登記に関する試問が行われている。近時、司法書士試験は、国家試験の中でも難関試験の部類に入っているところ、択一式はその約4分の1が、記述式はその2分の1が商業・法人登記関連の出題となっており、司法書士試験に合格するためには、これらの商業・法人登記関連の科目についても当然十分に習得することが必須であるから、司法書士については、この試験制度を通して、商業・法人登記に関する最低限の知識及び能力の担保が図られている。</p>
	<p>これに対し、上記の行政書士試験の現状を前提とすると、行政書士は、試験制度を通して、商業・法人登記を担当し得る知識及び能力の習得はほとんど図られていないというべきである。</p>
	<p>なお、司法書士試験は、司法書士法に試験科目等、その内容についての規定が設けられているのに対し、行政書士試験は、行政書士法上、その内容についての定めはなく、同法第4条3項により、その試験の施行に関する事が都道府県知事に委任されているに止まる。</p>
② 商業・法人登記業務の適正な遂行のための担保措置	<p>司法書士となる資格を有する者（司法書士試験に合格した者等）が司法書士となるには、司法書士名簿に一定事項の登録を受ける必要があり（司法書士法第8条）、これにより、商業・法人登記業務を含めた司法書士業務を適正に行うことができる適格者を把握し、その者のみに司法書士として商業・法人登記業務を含めた司法書士業務を行うことを認めることとされている。また、司法書士に違反行為のおそれがあるときは司法書士会による注意勧告等（同法第61条）、司法書士が違反行為をしたときは法務局又は地方法務局の長による懲戒処分（同法第47条）がされることとなっており、これらの種々の規定により、司法書士が商業・法人登記業務等の司法書士業務を適正に遂行するよう担保されている。他方、行政書士については、上記のような法務局又は地方法務局の長等による監督は、現状では何ら確保されていない。</p>
<p>4. 結論</p>	
<p>以上のとおり、司法書士が行う商業・法人登記業務には高度な知識及び能力が要求されるものであるところ、行政書士は、単なる書面作成業務のみを行ってきたのであり、その書面作成業務の実績をもって、資格者として商業・法人登記業務を担う知識及び能力を有するものと認めるることは到底できない。また、事後的な監督による担保措置も現状では確保されていないのであるから、そのような現状のもとにおいて、商業・法人登記業務を行うことができるとすることは考えられない。</p>	
<p>資格制度は、専門資格者による専門業務遂行によって、国民の権利保護に資するために存する。規制緩和のみを理由として、なし崩し的に専門職能の職域をなくすことは、資格制度を崩壊に導き、国民の権利を保護することができなくなる。商業・法人登記業務を行政書士に開放することにつき、当連合会は強く反対する。</p>	

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的な内容
税理士資格取得にあたっての公務員の職歴に対する優遇措置について	<p>税理士法第8条第1項第四号～十号により、税務官公署において所定の事務に従事した者について、試験免除制度が設けられている。</p> <p>平成13年税理士法改正により、23年以上税務官公署に従事した者に対する会計学科目の免除規定(税理士法第8条第1項第十号)が整備され、免除要件となる指定研修の内容を財務省令の定める要件を満たすものに限定することとされ、税理士法施行規則第2条の5(指定研修の要件)の規定においてその明確化が図られた。</p> <p>ただし、税務官公署勤務経験による税理士試験免除について、会計学科目は免除すべきではないとの意見があることから、税理士法施行規則の規定による研修及び修了試験の内容、合否判定等に関して、その合理性・公平性がより明確になるよう、さらなる情報公開が望まれるところであり、今後、その内容等も踏まえ検討することも必要ではないかと考える。</p>
弁護士及び公認会計士への税理士資格付与について	<p>税理士法第3条第1項第三号及び第四号により、弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有することとされているが、弁護士制度及び公認会計士制度と税理士制度とでは、社会的使命及び業務内容が異なるのであるから、資格付与にあたっての資質の検証も別個に行われるべきであると考える。</p> <p>したがって、弁護士については、税理士試験の税法科目のみを免除し、会計学科目を受験するようにする、公認会計士については、税理士試験の会計学科目のみを免除し、税法科目を受験するよう法改正が行われるべきである。</p>
税理士会の自治の確立の推進について	<p>平成13年税理士法改正において、財務大臣の税理士会役員の解任に関する規定が廃止されたが、さらに税理士会の自治の確立を推進すべきであるとの観点から、財務大臣の税理士会もしくは日本税理士会連合会の総会決議の取消しに関する規定(税理士法第49条の17)、会則変更にかかる財務大臣の認可に関する規定(税理士法第49条の2第3項、第49条の14第2項)は廃止されるべきである。</p>

強制入会制度について

税理士会への強制入会制度は維持されるべきである。
税理士会は、税理士法の規定により、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士会及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人である。したがって、税理士会(及び税理士会の支部)は、日常的に会員に対する指導、連絡及び監督を行うことにより、税理士の資質の向上及び規律の保持を確保しているのであり、その実効性を担保するために強制入会制度は必要である。

かつて、懲戒権を持たない資格団体は自主統制機能が限定的であるので強制入会制度を維持する理由がないとの指摘がなされたが、実際には税理士会による指導、連絡及び監督によって税理士の非違行為のほとんどが防止または解決できており、財務大臣による懲戒処分は、税理士会による指導、連絡及び監督の限界を超えた稀な事例に対して発動されるものである。

強制入会制度を廃止した場合には、非入会税理士に対する税理士会及び税理士会支部による指導、連絡及び監督が及ばないこととなり、財務省(国税庁)が直接監督することになるが、行政組織の現状からみて十分な対応は不可能であると考える。

また、税理士法第49条の2第2項第九号の規定に基づき、税理士会の施策として、全会員に従事義務を課し、経済的理由により税理士に委嘱することが困難な納税者に対する税務支援事業を実施しているが、この施策は強制入会制度を前提としている。

さらに、税理士法第49条の10では、会員と納税者の間、あるいは会員間の税理士業務に関する紛議について、いわゆる裁判外紛争処理制度があり、納税者の利益を擁護しているが、これも強制入会制度を前提とするものである。

平成12年12月の「規制改革についての見解」において指摘された強制入会制度の弊害については、平成13年の税理士法改正等により措置済みであり、現状では強制入会制度が公正有効な競争を阻害していることはないと考える。

【日本土地家屋調査士会連合会】

調査票

各士業における課題と要望事項

課題または要望	具 体 的 内 容
<p>土地家屋調査士の登録・入会制度について (現行登録・入会制度は必要である。)</p>	<p>1 土地家屋調査士の登録に関する事務は、土地家屋調査士の専門性を高め、自主性の強化を図ることを主たる目的として、昭和 60 年の土地家屋調査士法の一部改正によりそれまで法務省が行っていた事務を日本土地家屋調査士会連合会の行う事務として、昭和 61 年に移譲されたものである。</p> <p>2 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）へのいわゆる強制入会制度は、昭和 30 年当時までは、土地家屋調査士の多くが入会しておらず、これらの非会員の土地家屋調査士は、利用者である国民から業務の品質等について種々非難を受け、利用者である国民に迷惑をかけることも少なくない状態であったと指摘されていたことから、昭和 31 年の土地家屋調査士法の一部改正により採用となったものとされている。</p> <p>3 調査士会へ入会を義務化することにより、会員の消息・業務実態をリアルタイムに把握できるとともに、指導・連絡・監督を迅速に、かつ、統一・定期的に行うことができ、これにより、国民に対してより質の高いサービスを提供し、もって、国民の利便性の向上と安心の確保に貢献するという、土地家屋調査士制度の目的が守られることになる。</p> <p>登録事務以外の会員サービス、市民サービスの概要は以下のとおりである。</p> <p>① 会則等の一定の規律の中で、土地家屋調査士に求められる高い倫理観・品位の保持の実効性が担保される。</p> <p>② 調査士会は、会員の業務の円滑な遂行を援助し、日進月歩ともいわれる測量・調査機器への習熟を高め、新しく開発される技術的な精通、度々改正される関係法令（不動産登記法、民法、民事訴訟法、土地家屋調査士法等々）への理解を深めるため、研修制度の充実を重要施</p>

	<p>策としている。</p> <p>特に、従来からの法定業務に対する専門分野の研修のほか、近年は、土地家屋調査士法の改正により代理人として業務することが可能となった紛争解決制度としての筆界特定制度、土地の境界に関する民間紛争解決手続の実施者、代理人としての資質や必要な知識を確保するための特別研修に力を注いでいる。このことは、土地家屋調査士の業務の高い品質の確保、均一性の確保等につながることとなり、官・民の依頼者にとって、信頼と安心の糧であり、利便に供する視点からも重要な役割となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 定期刊行物である会報のほか、隨時各種の情報を会員に提供し、適切な業務処理を支援している。 ④ 調査士会は、不適切な業務処理をした会員又は専門資格者としての品位にもとる言動の著しい会員については、当該会員の執務・業務改善のための指導・注意勧告をすることができることによる自治により、依頼者の安心の確保に資している。 ⑤ 調査士会は、土地家屋調査士法に基づき紛議の調停を行っており、関係者からの紛議の申立てがあったときは速やかに、かつ、適切に対応するべく体制が整えられている。 ⑥ 国家の重要課題である登記と対応する地図の整備や地図作成を推進するため、土地家屋調査士会では、組織力を活かして取り組んでいる。 ⑦ 近年、土地家屋調査士会が主体となって土地の境界に関する紛争解決のための民間紛争解決手続（ADR）としての境界問題相談センターを地域の弁護士会の全面的な協力を得て、弁護士会と協働で運営している。これらは地域の方々にとって大きな役割を果たしているが、全員が会員であるという土地家屋調査士会の組織と強制入会制度の下、全会員が等しく社会貢献するという意識を共有している成果であると考える。
--	---

【日本土地家屋調査士会連合会】

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具 体 的 内 容
<p>土地家屋調査士業務の専門性 (土地家屋調査士の業務範囲及び現行各専門資格職能の業務範囲は維持されるべきである。)</p>	<p>1 土地家屋調査士が取り扱っている、不動産（土地、建物）の表示に関する登記は、私権の対象となる不動産の物理的状況明らかにするばかりでなく、行・財・税制の基盤となる重要な資料となっているところから、表示に関する登記は、所有権者等に申請の義務が課せられており、また、土地家屋調査士は、筆界特定手続の代理及び土地の境界に関する民間紛争解決手続の代理における依頼者からの相手方からの依頼のある場合を除き、正当な理由がない限り、当該申請の代理の依頼を拒絶することが禁止されている。 注：土地家屋調査士業務が準公共事務に分類されることがある所以である。</p> <p>2 特に、土地の筆界の確認業務は、明治期以来の資料の収集・分析、当該地域の歴史的慣習に習熟していることが必要であり、現地の調査及び資料図書の分析による総合・客観的判断という、極めて高い専門的知見と経験の蓄積を必要とする専門職ならではのものである。 更に、本年1月から施行の改正不動産登記法により新設された筆界特定制度においては、筆界調査委員としてその専門性が活用されているほか、同時に改正された土地家屋調査士法では、筆界特定制度において当事者の代理人として活動することができることとされた。</p> <p>3 したがって、単に依頼者の依頼目的に沿って単純に事務を遂行すれば目的が達成されるものではなく、時には、依頼者に不動産登記制度の趣旨を説明し、結果として依頼者の意図するものとは異なる申請内容となったものを代理人として申請せざるを得ないことすらある。</p> <p>4 日本土地家屋調査士会連合会では、会員の土地の境界に関する知識・素養向上のための研修を計画的に実施しているほか、各土地家屋調査士会が地域の弁護士会との共同、土地家屋調査士と弁護士との協働による境界紛争解決のた</p>

めの民間紛争解決手続（ADR）を主宰し、土地家屋調査士法の改正によりADRにおける代理権が付与されたところである。各土地家屋調査士会ではADRにおける代理人として活動するに必要な能力養成のための研修（土地家屋調査士法の規定に基づく日本土地家屋調査士会連合会を実施主体となって行う法定研修及び各土地家屋調査士会が行う各種研修）を実施している。

更には、現に裁判所に訴訟として提起され、若しくは調停に付されている境界に関する事件について、鑑定人、調停委員、専門委員等として多くの会員が採用されている。

5 貴会議のHP掲載の要望欄には、「各士業は、個別の資格法等により業務範囲が定められているが、各資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務（争訟性のない書類の作成・申請代理等）は、個別法で禁止されている業務範囲であっても「相互乗り入れ」を認めることとすること。」との項目があるが、現行の各専門資格者制度は、国民及び我が国の社会における必要性に基づき創設されたものであり、それぞれの専門資格者は、その制度創設に至った背景・経緯及び立法趣旨に沿った永年の運用により、国民及び市民社会の要請に応え、利便性を向上させるとともに、秩序の維持を保つことに貢献してきた。

また、近年、経済・文化・芸術分野においてはIT技術を主軸とする社会への進展に伴い、専門資格者による業務処理のニーズは益々高まってきているものと考える。

国家資格者等の専門職がそれぞれの専門領域における社会的要請に十分に応えるべく研鑽を積み、進化（深化）させることがとりもなおさず依頼者や専門職による業務の提供を必要とする者のニーズの満足、利便性の向上や安心につながるものであり、そのことが専門職の責務でもあると考える。

士業の業務に関する相互乗り入れの必要性は乏しく（注：必要ある場合にも、他の各専門資格者との連携若しくは必要とする資格を取得することにより解消）、相互乗り入れを認めることにより、かえって、長年に亘り、築いてきた専門性が低下し、ひいては国民に対する法的サービスの低下につながることになる。

【日本土地家屋調査士会連合会】

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具　体　的　内　容
土地家屋調査士法人の人的制限緩和（1人法人の認容）	<p>土地家屋調査士法人は、平成14年の土地家屋調査士法の一部改正により設置（創設）が認められたものであるが、法人設立の要件である2人以上という員数の制限を緩和（1人法人の設立の容認）することにより、容易に法人の設立ができるよう要望する。</p> <p>【理由】</p> <p>土地家屋調査士事務所の法人化には数人以上の資格者の能力を結合して依頼者により質の高いサービスを提供することができるというメリットのほか、1人法人の場合であっても、個人資産と営業資産の分離が可能となることなどの利点も考えられ、個人で営業する資格者にとって隘路であった相続時若しくは廃業時等の事務所の後継問題についても、これを希望する資格者に、容易に、かつ、明確に営業権や資産を引き継げるなどのメリットがあります。</p> <p>そこで、土地家屋調査士法人の設立は資格者1人のみであっても可能とするよう、改正方のご検討を要望いたします。</p> <p>注：土地家屋調査士法の一部改正</p>

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的な内容
強制加入制について	<p>不動産鑑定業の典型は、公的・土地評価、公共用地取得のための鑑定評価等、端的に言えば依頼者に対してのみ責任を持てばよい評価が中心であったが、抵当証券発行のための添付鑑定評価のほか、最近においては、不動産の証券化や課税上の標準額等、不特定多数の消費者に多大な影響を及ぼす鑑定評価が益々増えてきている。</p> <p>このことは不動産鑑定士の職責がこれまで以上に重くなっていると言ふことができる。</p> <p>このため当会としては、これら不特定多数の消費者の安全と安心を確保する観点から、会員たる不動産鑑定士のさらなる倫理の高揚、品位の保持、業務の改善のための指導、情報の共有化、監督等の一層の強化を図ることが、これまで以上により重要になってくるものと考えており、これらの目的を達成するためには、当会が強制加入制へ移行する必要があるものと考える。</p> <p>また、当会の団体権能の強化を図った場合、例えば資格者の登録等の業務は当会が担うこととなることから、結果として現在国が進めている行政事務の効率化・スリム化の方針に対しても十分寄与することになるものと考える。</p>

士業および法曹人口・法曹養成制度に関する考え方

2006年9月22日
日本弁護士連合会

I 司法制度改革と「規制改革」

司法制度改革審議会（以下「審議会」という。）は、法曹三者のみならず国民や広く社会各層からの意見をくみ上げたうえで二年にわたる集中的議論・検討を行い、法曹人口・法曹養成制度のあり方を含む司法制度全般を見通した改革意見（以下「審議会意見書」という。）をとりまとめたものである。

審議会意見書に基づく制度改革課題の実現に取り組んでいる現段階においては、まずはその着実な実行と検証に注力すべきであり、なんらの検証を経ないうちに、審議会の定めた基本的な枠組みに変更をきたすような政策を行うことは差し控えられるべきである。

II 士業制度について

1 司法制度改革審議会意見書における整理

審議会意見書においては、法曹人口（裁判官、検察官、弁護士）が十分な規模になるまでの当面のニーズに応えるため、隣接法律専門職への一定の法的業務権限の拡大がはかられたものである。同意見書では、隣接法律専門職のあり方につき、弁護士人口の増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、改めて総合的に検討することとされている（同意見書87頁参照）。

審議会意見書においては、弁護士法72条の枠組みを基本的に維持しつつ、法曹人口が十分になるまでの過渡的・補完的措置として、隣接法律専門職が果たすべき役割を限定して認めたのであるから、今後法曹人口は大幅に増加するものと見込まれる以上、隣接法律専門職のさらなる法律業務拡大は、審議会での議論以降に生じた必要性と合理性がない限り認めるべきではない。

2 弁護士の強制加入制度について

（1）弁護士については、弁護士会への強制加入制度は不可欠の制度である。

弁護士には、弁護士自治が認められており、弁護士会および日本弁護士連合会のみが弁護士に対して懲戒権その他指導監督権限を有する。これは、弁護士がときとして権力と対峙して国民の基本的人権を擁護するという重要な役割を負っていることから、監督官庁をもたず、自ら弁護士を懲戒し、

その他指導・監督を行うものである。弁護士の質を維持し、国民の弁護士に対する信頼を維持するためには、この綱紀懲戒制度に基づく指導監督が全ての弁護士に及ぼされるようにしなければならず、そのためには強制加入制度が不可欠である。

(2) 綱紀懲戒制度は極めて厳格に運用され、十分に機能している。

弁護士会および日本弁護士連合会の綱紀委員会、懲戒委員会には、弁護士以外の外部委員が入って透明性を確保した上で綿密な審理が行われている。更に、弁護士ではない外部の委員だけで構成される綱紀審査会が当連合会に設置され、懲戒請求者の異議申出に対応した審査が行われている。そして、平成16年には審理の判断基準となる弁護士職務基本規程を拡充・改定した。

III 法曹人口および法曹養成制度について

1 現段階で別途の数値目標を定めるべきではない

審議会の議論に基づき、2010年ころまでに司法試験合格者数を3000人とするという目標が設定されており、この増員ペースのもとで、実働法曹人口は、2018年ころには、5万人規模になると予想されている。

適正な法曹人口を検討するには、社会の法的ニーズの検証が不可欠である。現段階においては、上記審議会が示した増員のペースに関連して、法的ニーズの量およびその動向を検証するとともに、法科大学を中心とした新たな養成制度のもとで、しっかりと法曹養成を行うことが肝要である。

また、司法制度全体がバランスのとれた形で機能を発揮するためには、裁判所、検察庁を含む司法全体の人的物的基盤の整備を計画的に行うことも不可欠である。

未だ合格者3000人にすら達していない現段階で、更にその先の別途の数値目標を設定するのは不可能であり反対である。

2 既に検証が開始されている

当連合会においては、弁護士の質の維持、法的ニーズの量およびその動向等につき既に客観的データを収集する等の検証作業に入っている。また、10月に業務を開始する日本司法支援センターに寄せられる法律相談の数、内容・動向等を吟味することで法的需要に関する重要なデータが得られると考えられる。検証は様々な角度から既に開始されており、それらの結果をふまえるべきである。

3 法曹養成制度について

多様な人材を法曹にすべく、法学部出身ではない未習者が法科大学院で法曹を目指して学ぶ制度が実現したが、この未習者が法科大学院を実際に卒業するのは来年が初めてである。法科大学院教育が効果的に行われているかどうか、これから検証が開始されるところである。

また、現在弁護士会も司法研修所も、2010年ころに司法試験合格者年間3000人という審議会意見書で想定された規模の合格者に対応すべく、最大限の努力をしているところであり、安易にそれを前倒しにすることについては、しつかりした法曹養成を行うという観点から反対である。

審議会意見書は、法曹に求められる資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等、をあげている。

利用者たる市民の視点から考えても、充実した法曹養成過程を経た資質の高い者が法曹となり、質のよい法的サービスの提供を受けられるような制度設計・運営がなされることが望ましいと考えられる。

以上

調査票

各士業における課題と要望

課題または要望	具体的な内容
知的財産戦略と国際競争力強化	<p>1. 韓国や中国も知財立国構想を打ち出しており、弁理士の質的向上に力を注いでいる。一方、我国の知財立国を実現するためには、知的財産権を、国内と共に外国でも取得する必要がある。現在、これらの業務には我国の弁理士が主として携わっているが、我国の弁理士の国際競争力低下は、我が国が取得できる権利の質の低下につながり、知財立国の実現が困難となる。そればかりか、上記質の向上に努めている外国弁理士に取って代わられ、国内の弁理士ないし知財立国の空洞化につながりかねない。このような事態を避けるためには、我国弁理士の国際競争力を向上させる必要があり、規制緩和はこれを支援する方向で考えられるべきである。</p> <p>2. 知財立国推進は国家戦略である。知的財産の創造・保護・活用により我が国産業の国際競争力の強化を図る必要がある。そのためには、日本で知的財産権を獲得するのみならず、外国でも同様に権利取得を強化する必要がある。技術思想や電子情報には国境がなく、IT時代において知財の国際的保護の強化は不可欠の課題となっている。そのため外国での権利取得に責任を持って業務を行っているのが弁理士であり、更にその国際面での業務を強化する必要がある。</p> <p>3. 我国の健全な産業発展のためには、地域の産業振興が必須であり、そのためには地域知財の活性化を図る必要がある。地域知財活動を充実させるべく、弁理士の量的拡大を図り、全国津々浦々で弁理士の質の高いサービスが受けられるようにし、農林水産も含め地域経済の振興を図ることを目指している。この状況下で、これまでの量的拡大の実効性を持たせるためには知財の権利創生の専門家としての質的向上が必要である。そのための研修の自由度を高めるべく規制緩和を有効活用したい。さらに地域ブランドのジャパンブランド化のように、我国の各地域が中央に目を向けるのではなく、海外への知財雄飛を目指すことを我々弁理士は強力に支援する必要があり、この点からも弁理士の国際的対応力の向上が必要である。</p> <p>4. 国際競争力を持ち、地域のニーズに応えるため、弁理士の専門性の一層の質的向上が求められており、現在、弁理士の実務能力向上及び国際性強化をめざして、試験・研修制度の改革に取り組んでいる所である。その目標は、今度多国間にわたる知財立国競争の中で我国の知財立国に十分に資することのできる技術と法律の素養を備えた国際性を有する弁理士の育成である。(日本弁理士会総会で決議、弁理士制度の改革推進及び地方展開に関する議員連盟(会長 中川秀直衆議院議員)で確認)</p> <p>5. 規制改革の本来の目的は、我が国産業の国際競争力の向上であり、この観点から、弁理士の専門性の質的向上、実務能力の強化等に、理解を賜ると共に御支援を賜りたい。</p>

模倣品対策と水際措置	弁理士は、現在関税定率法の手続に権利者側の代理人として関与しているが、さらに輸入者側の手続にも関与することが求められている。さらに、侵害品の輸出が禁止されることになるので、輸出に関しても、同様に弁理士の活用が求められている。
電子政府の推進と知財立国	弁理士は、特許出願等の特許庁の手続の電子化への全面的対応により、電子政府の最先端を行っている。今後その経験を生かして、電子政府の推進に貢献する所存である。工業所有権の出願は、専用回線によるオンライン出願からインターネット出願へ移行しつつある。インターネットの利用は、国境という物理的規制の消滅であり、これにより各国弁理士間の垣根が取り払われてきており、各国弁理士間の直接の競争が顕在化しつつある現状では、我国の弁理士の国際競争力の確保がますます重要となる。また、手続きの電子化を進めなければ国際的な流れに乗り遅れる。手続きの電子化を進め上でも弁理士の国際競争力の向上が必要である。
試験・研修制度の改革	日本弁理士会は、上述した国際競争力の強化及び地域知財の活性化を図る上で実効性向上の見地から、弁理士の試験・研修制度の改革を求めている。弁理士試験合格者の実務経験のない人数が増大している現状下、新規合格者に最低限の実務能力を付与した上で資格を与えるべく、登録前の研修を義務付ける制度が望ましいと考える。国民が信頼して利用でき、かつ、国際競争力のある弁理士を輩出させる弁理士制度とするためには、合格者への登録前研修を義務付けるべきである。
強制加入制度の維持	強制加入制度は、業務の質の維持、会員の指導監督及び倫理の確保を自治により行い、国民への社会的貢献の活動等を行う上で有効に機能している制度である。よって、その維持が必要であると考える。
「垣根を低くする論」での各士業の使命及び専門性の考慮	弁理士の主な業務は、特許等の独占排他権の創設にある。我国の知的財産立国を実現するためには、国内での適切な権利の創設は勿論のこと、模倣盗用を有効に抑制できる外国での権利創設が不可欠である。弁理士は、このような国内外での権利の創設に係わる、技術と法律の素養を兼ね備え、国際的に通用する専門性を有する資格であり、これらを無視することは国民の利便性を損なう。
その他	ヒアリングにおいて更に補足し、ご質問にもお答えしたいので、ヒアリングの機会を賜りたい。